

(4. 3 刑事係 三根)

日直における勾留事務の留意事項等について

日直において勾留事務を行うに当たり、検察庁又は押送警察官から、被疑者の行動等について暴力的言動や粗暴行為等に関する情報提供があった場合や、事件記録の内容から被疑者が職員等に危害を加えることなどが危惧される場合には、必ず裁判官に情報提供した上で、裁判官の指示に従って、下記1から3までの対応をとるようにしてください。また、逮捕時には暴れたり粗暴な言動があった被疑者でも、一晩留置されると落ち着く場合がよくあるので、弁解録取を行った検察官に対して当日の弁解録取時の様子を確認するようにしてください。

事前の情報等がない場合であっても、突発的な事態の発生に備えて、勾留質問室内においては、①被疑者が署名の際に使用するフェルトペン（1本）、朱肉及びゴム印以外の筆記用具等を置かない、②勾留質問の際に書記官が所持した筆記用具を被疑者の手の届く範囲に置かない、③その他凶器となり得るものが放置されていないか確認することについて、手続開始前にその都度徹底してください。また、書記官が持参した筆記用具や使用したクリップ等を室内に置き忘れたりすることのないよう十分に注意してください。

現在、勾留質問室の机上には、手続に必要な最小限のゴム印、フェルトペン及び朱肉等を設置し [] 、その他の備品は、[] に保管しています。手続終了後は、上記物品等を所定の位置に戻すことについても励行してください。また、勾留質問を開始する前に、机上に不要なものが置かれていないかについて確認するようにしてください。

なお、日直において、加害行為等不測の事態が発生した場合は、下記4に従い、直ちに管理職員に第一報を入れ、指示を仰ぐようにしてください。

記

1 押送警察官との連携

緊急事態に備えて、勾留質問室外に待機している押送警察官への連絡方法等を事前に調整し、裁判官の指示があった場合には、直ちに勾留質問室に入室してもらうよう依頼しておいてください。

なお、粗暴行為が予想される、あるいは現に認められる被疑者の場合は、押送警察官において、被疑者入室扉に設置された小窓を開けて常時動向監視を行う方法 [REDACTED] や押送警察官を警備要員として勾留質問室内に入室させて勾留質問を行う方法も考えられるので、検察庁又は押送警察官から事前に得た情報（被疑者の具体的言動、行動、体格、性格、病歴及び薬服用状況等）を裁判官に報告して緊急事態に備えた指示を仰ぐようにしてください。

また、事務官枠で日直窓口を担当することとなっている者が [REDACTED] [REDACTED] もあるかもしれません、外部からのブザーが聞こえる場所で待機する等の配慮を行い、[REDACTED] よう留意してください。

2 被疑者の動静に対する注意等

突発的な緊急事態が発生した場合であっても、迅速かつ的確に対応できるよう、立会書記官は、被疑者が勾留質問室へ入室してから退室するまでの間、常に、動静等に注意を払うようにしてください。

なお、粗暴行為が予測される被疑者の場合は、署名の際に調書を破かれないよう、署名部分をくり抜いたクリアファイル（当直脇机内に保管）を利用してください。

3 管理職員への連絡

事前情報から緊急事態発生の蓋然性が高く、前記1及び2の方法によつても対応が十分でないことが見込まれる場合は、管理職員（第1順位刑事係主任書記官、第2順位地裁庶務課長、第3順位家裁庶務課長）に連絡し、手続の進行方法等について指示を仰いでください。

なお、この場合、管理職員の登庁を待って手続を開始することも考えられます。

4 加害行為等が発生した場合

勾留質問室において、被疑者が暴れ出すなど加害行為等に及んだ場合、書記官は、[REDACTED]押送警察官を入室させ、被疑者を取り押さえさせてください。

この際、職員自身が危害を加えられることがないよう十分に注意し、取り押さえに協力するようなことはしないでください。

なお、発生した事態については、前記3と同様の方法により直ちに管理職員に連絡を入れ、状況を報告するとともに、その後の処理方法等について指示を仰いでください。

勾留質問の際に加害行為等が起きた場合は、その日のうちに本庁、高裁に報告するのが絶対要件ですので、翌開庁日まで待つことなく、必ず管理職員に連絡するようにしてください。